



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料
介護付有料老人ホームへの入居一時金

—東京国税不服審判所は贈与税の非課税財産として全部取消し—

妻が要介護状態となり、介護付有料老人ホームへ入居することとなり、有料老人ホームの入居一時金を夫が支払い、その後夫が亡くなった場合の相続税の課税関係について、東京国税不服審判所は新しい判断を示しました。この判決は、TAINSの会員から提供された全部取消しの最新判決で実務への影響が大きいケースとして注目されています。老人ホームの入居一時金の返還については、過去に、入居者の死亡又は入居契約の解約権の行使を停止条件とする6,000万円を超える金銭債権を相続財産と認定した平成18.11.29の判決J72-4-26が公開されています(平成22年11月19日非公開判決TAINSコード F0-3-248)。

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

1. 事案の概要

被相続人である父丙が、母丁の介護付有料老人ホームへの入居に際し支払った入居金945万円(入会金105万円、施設協力金105万円、入居一時金735万円)は、丙からの丁に対する相続開始前3年以内の贈与であるとして、相続人である甲・乙が丙の相続税の課税価格に加算して申告した後、この入居金の支払は、丙の丁に対する生活保持義務の履行であるから、贈与に当たらないとして更正の請求をしたところ、原処分庁が、この入居一時金の支払は贈与には当たらないが、入居金の一部が丙の丁に対する金銭債権であるとして相続税の更正処分をしたのに対し、甲・乙がこの処分の取消しを求めたという事案です。

2 東京国税不服審判所の判断

一時入居金を含む入居金は、一定の役務の提供を終身にわたって受け得る地位に対応する対価の支払であり、配偶者は、定額償却部分の償却期間が経過しても居住を続けられることからすれば、定額償却部分を純粋な家賃等の前払分と判断することは相当とはいえないので、被相続人が配偶者に対して返還金相当額5,292,000円の金銭債権を有しているとする原処分庁の主張には理由がない。

扶養義務者相互間における生活費、教育費は、日常生活に必要な費用であり、それらの費用に充てるための財産を贈与により取得してもそれにより担税力が生じないことはもちろん、これを課税の対象とすることは適当でないという相続税法第21条の3(贈与税の非課税財産)第1項第2号の趣旨にかんがみれば、同号の「通常必要と認められるもの」とは、被扶養者の需要と扶養者の資力その他一切の事情を勘案して社会通念上適当と認められる範囲の財産をいうものと解するのが相当である。

そこで検討すると、①本件配偶者は、高齢かつ要介護状態であり、被相続人による自宅での介護が困難になったため、介護施設に入居する必要に迫られ老人ホームに入居したこと、②老人ホームに入居するためには、入居金を一時に支払う必要があったこと、③配偶者は入居金を支払うに足るだけの金銭を有していなかったため、被相続人が、入居金を配偶者に代わって支払ったこと、④被相続人にとって、同人が入居金を負担して老人ホームに配偶者を入居させたことは、自宅における介護を伴う生活費の負担に代えるものとして相当であると認められること、また、⑤老人ホームは、介護の目的を超えた華やかな施設とはいえず、むしろ、配偶者の介護生活を行うための必要最小限度のものであったと認められることからすれば、被相続人による入居金の負担、すなわち被相続人からの贈与と認められる金銭は、本件においては、介護を必要とする配偶者の生活費に充てるために通常必要と認められるものであると解するのが相当である。(税法データベース編集室 朝倉 洋子)

◇以上の判決例について詳細(全文・A4判9頁)が必要な方は、送料実費とも1,500円(税込み)で頒布しますので下記あてご一報ください。